

〔会社の税務よろず相談室®〕

法人事業税の税率の見直し

Q.外形標準課税の見直しがされ、赤字となった法人でも、事業税が課されて税金を納めなければならない場合があるようですが、その改正内容を教えてください。

Α.

1.外形標準課税とは

事業所の資本金等及び付加価値など外観から客観的 に判断できる基準を課税ベースとして税額を算定し課 税する制度です。

法人事業税は、法人の事業そのものに課される税であり、企業はその活動を行うにあたって地方自治体から各種の行政サービスを享受しています。従って、それに必要な経費を負担すべきであるという考え方に基づく税です。この負担するという意味において、所得のみを基準とすることに問題があり、法人の規模、活動を基準に課税するものです。

地方分権を支える安定的な地方財源の確保、応益課税としての税の性格の明確化、税負担の公平性、経済構造改革の促進等にもとづき、平成16年4月1日から、資本金1億円超の法人を対象に導入、施行されました。

2. 適用される法人

事業年度終了の日の資本金または、出資金が1億円超の法人が対象となります。現在、資本金または出資金額が1億円以下の法人は、負担能力に配慮し、適用される法人から除外されています。

なお、外形標準課税の対象は、所得割課税事業に限られ、電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業、そして、公共法人等、一定の法人も適用対象法人から除外されています。

3. 事業税の区分、課税標準

事業税は、付加価値割・資本割・所得割の合算額となり、その課税標準は下表のようになります。

X		分	課税標準	
付加価値割			各事業年度の付加価値額	
資	本	割	各事業年度の資本金等の額	
所	得	割	各事業年度の所得	

税額は課税標準に税率を乗じ算出します。

(1)付加価値割の計算

付加価値額は、以下ア.イ.ウ.エ.の合算額で 新たに生み出した付加価値に課税されます。

ア 報酬給与額

役員または使用人に対する報酬、給料、賃金、 賞与、退職手当等と確定給付企業年金等の掛金等 の合算額となります。

イ 純支払利子

支払利子から受取利子を控除した額となります。

ウ 純支払賃借料

支払賃借料から受取賃借料を控除した額となります。

工 単年度損益

原則として、法人税法の所得金額と同様に算出した額となります。

(2)資本割の計算

事業年度末時の資本金額または出資金額と資本準 備金等の合算額となります。

(3)所得割の計算

付加価値割算定の単年度損益の計算と同様ですが、 欠損金の繰越控除の適用があります。

4.今後の予定

(1)法人事業税の税率の見直し

平成27年度税制改正大綱の項目のひとつとして、次のとおり改正されます。

法人事業税の1/4に導入されている外形標準課 税が2年間で1/2に拡大されます。

(図1)

地域社会の繁栄のために。

PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE



鍋林株式会社

www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001 品質 ISO 9001 認証取得 税率は、下表のようになり、付加価値割と資本割への課税が強化され、赤字法人の税負担が増となります。

			改正後	
		改正前	平成27年4月 1日以後開始 事業年度	平成28年4月 1日以後開始 事業年度
	付加価値割	0. 48%	0. 72%	0. 96%
	資 本 割	0. 2%	0. 3%	0. 4%
所得割	年400万円以下 の所得	3. 8% (2. 2%)	3. 1% (1. 6%)	2. 5% (0. 9%)
	年400万円超800 万円以下の所得	5. 5% (3. 2%)	4. 6% (2. 3%)	3. 7% (1. 4%)
	年800万円超の 所得	7. 2% (4. 3%)	6. 0% (3. 1%)	4. 8% (1. 9%)

(注1)所得割のカッコ内の率は、地方法人特別税等 に関する暫定措置法適用後の税率。 (注2)3以上の都道府県に事務所又は事業所を設け て事業を行う法人の所得割に係る税率については、 軽減税率の適用はありません。

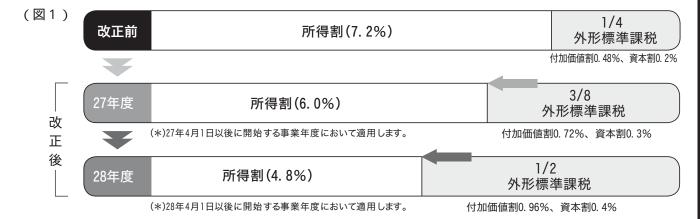
(2)配慮措置

- ア 一定規模以下の法人において、事業税額が外形標準課税の拡大により負担増となる場合、2年間に限り、負担変動に対する配慮措置が講じられます。
- イ 法人税の所得拡大促進税制の要件を満たす場合 は、給与等支給額の増加分を付加価値割の課税ベ ースから控除する制度が導入されます。

今回の税制改正では見送られましたが、資本金1億円以下の法人についても外形標準課税の適用が検討されており、今後の動きに注意をする必要があります。

(税制委員会:二木正文、忠地祐一、川窪光弘 グループ稿)

(監修:関東信越税理士会 松本支部)



第92回 税制勉強会

「平成27年4月の消費税法改正について」 ~課税方式の見直し、主な経過措置、ほか~

92回目となる今回の税制勉強会では本年度の消費税法改正について取り上げます。講師は松本税

務署よりお招きします。受講料は無料。是非ご参加 下さい。

日 時 8月4日(火) 14:00開始

会 場 大同生命松本ビル1階第一会議室

講 師 松本税務署 担当官

お申込 松本法人会事務局まで 電話 35-8080

エネルギーと環境の ハーモニーを目指します。



サンリン株式会社

東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.**0263-97-3030**代 http://www.sanrinkk.co..jp/

